

合併の効果

行政経費の削減効果

類似団体の人口1人あたりの行政経費を基に、合併後の各設定年度(注)に類似団体と同水準になると設定して試算すると、物件費では平成36年度には平成13年度に対して年額35億6,900万円、維持補修費では同じく1億9,700万円あまりの削減が見込まれます。

また、補助費等については、上下水道、病院等の運営費を主に負担するものであり類似団体と同一に比較ができませんが、平成36年度には平成13年度に対して年額19億600万円の削減が見込まれます。

合併による行政経費の削減効果 (百万円)				
区 分	13年度	26年度	31年度	36年度
物件費	10,932	8,906	7,684	7,363
// 軽減額	—	-2,026	-3,248	-3,569
維持補修費	1,256	1,149	1,108	1,059
// 軽減額	—	-107	-148	-197
補助費等	10,184	9,759	9,033	8,278
// 軽減額	—	-425	-1,151	-1,906

注1) 合併後の物件費は、合併15年後に類似団体と同水準になるものと設定しました。
注2) 合併後の維持補修費は、合併20年後に類似団体と同水準になるものと設定しました。
注3) 合併後の補助費は、合併20年後に類似団体の1.8倍と同水準になるものと設定しました。

特別職及び議員の削減効果

平成15年1月現在の6市町村の特別職(三役および教育長)の合計人数は21人ですが、合併後の人数を4人と想定した場合、17人の減少となります。また、報酬額は、年額2億9,100万円あまりの削減となります。

6市町村の議員数は、平成15年1月現在で6市町村合計で108人であり、合併後の議員数を38人と想定した場合、70人の削減が見込まれます。議員報酬は、年額2億3,600万円規模の削減となります。

特別職の人数および報酬の削減効果 (千円)						
区 分	現 在		合 併 後		削減効果	
	人数	報酬年額	人数	報酬年額	人数	報酬年額
市町村長	6人	122,719	1人	21,291	-5人	-101,428
助 役	7人	117,469	1人	17,775	-6人	-99,694
収 入 役	2人	29,579	1人	16,074	-1人	-13,505
教 育 長	6人	92,572	1人	16,177	-5人	-76,395
総 数	21人	362,339	4人	71,317	-17人	-291,022

注) 合併後の報酬単価は現在の6市町村における各職の最高額を用いました。

議員の定数および報酬の削減効果 (千円)						
区 分	現 在		合 併 後		削減効果	
	定数	報酬年額	定数	報酬年額	定数	報酬年額
議 会 議 長	6人	37,479	1人	10,862	-5人	-26,617
議会副議長	6人	30,859	1人	9,838	-5人	-21,021
議 会 議 員	96人	511,756	36人	323,429	-60人	-188,327
総 数	108人	580,094	38人	311,129	-70人	-235,965

注1) 合併後の議員数は地方自治法の上限である38人としました。
注2) 合併後の報酬単価は現在の6市町村における各職の最高額を用いました。



一般職人件費の削減効果

普通会計に属する一般職員について、類似団体の人口1人あたりの職員給(年間52,092円/人)を基に、合併15年後に類似団体と同水準になると設定して削減効果を試算すると、平成31年度には、平成13年度に対して年額46億2,100万円あまりの職員給の削減が見込まれます。この金額を平成13年度の1人あたりの職員給(6,726千円/人)で割ると687人の職員数に相当します。

また、職員の退職金等を含むその他の人件費については、同じく年額28億4,500万円の削減が見込まれます。

職員給および職員数の削減効果 (百万円)				
区 分	13年度	26年度	31年度	36年度
職員給	15,840	12,650	11,219	10,752
// 削減額	—	-3,190	-4,621	-5,088
// 削減率	—	-20.1%	-29.2%	-32.1%
職員数(人)	2,355	1,881	1,668	1,598
職員削減数(人)	—	-474	-687	-757
// 削減率	—	-20.1%	-29.2%	-32.1%

注) 合併後の職員給は、合併15年後に類似団体と同水準になるとものと設定しました。

その他人件費の削減効果 (百万円)				
区 分	13年度	26年度	31年度	36年度
その他人件費	6,937	4,593	4,092	3,928
// 削減額	—	-2,344	-2,845	-3,010
// 削減率	—	-33.8%	-41.0%	-43.4%

注) 合併後のその他人件費は、合併15年後に類似団体と同水準になるものと設定しました。

合併支援策

- 1 合併特例債

→ 496億3,000万円(上限額)

「市町村建設計画」に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費や地域住民の連帯強化等のための基金積立に要する経費については、合併特例債を起すことができ、充当率は対象事業費の95%で、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

(1)建設事業についての起債可能額 458.3億円(うち70%普通交付税算入)
(2)基金造成についての起債可能額 38億円(うち70%普通交付税算入)
- 2 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

→ 25億8,000万円(5年間の合計上限額)

合併直後に必要となる、行政の一体化(コンピュータ・システムの統一)や住民サービスの水準等の調整等に要する経費について、通常の普通交付税に上乗せが行われ、合併後5年間で均等に措置されます。
- 3 合併に関する特別交付税措置

→ 5億9,000万円(3年間の合計上限額)

合併年度又はその翌年度から3年間にわたり、ア)合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ)公共料金格差是正、ウ)公債費負担格差是正、エ)土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要について、特別交付税により包括的に措置されます。
- 4 合併市町村補助金

→ 8億1,000万円(3年間の合計上限額)

平成17年3月31日までに合併した市町村を対象に、「市町村建設計画」に位置付けられた合併市町村内の交流・連携及び一体性の強化のために必要な事業に要する経費について、人口規模により算出される合併市町村ごとの額の合計額を上限として3年間で限度として補助が行われます。
- 5 普通交付税合併算定と期間延長措置

合併後10年間は合併しない場合と同様に算定した普通交付税を下回らないよう保障されており、さらにその後5年間は算定される交付税額との差額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられています。

